

優秀論文要旨

1920年代から30年代の廃娼運動

藤 谷 彩 華

本論文では、1921年に国際連盟によって「婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約」が制定されてから、1946年に全国で公娼制度が廃止されるまでを分析し、廃娼運動の状況を明らかにした。

日本政府が公娼制度の問題を意識するようになったのは、買売春禁止に関する国際条約が制定されたことが要因だと考えられる。国際的に買売春問題を改善する風潮が高まりを見せたことから、1926年5月3日に内務省警保局長が、警察部長会議に「公娼制度の改善に関する件」を諮問案として提出した。そして、警察部長会議で公娼制度の改善に関する話し合いが行われたことで、廃娼論は時代意識に駆られ注目されるようになった。

廃娼運動を行っていた矯風会と廓清会はこの勢いに乗り、廃娼運動の拡大と全国貸座敷業者大会への対抗を目的に廃娼連盟を結成した。全国貸座敷業者大会で楼主たちが公娼撤廃反対の団結を強めてしまうのではとの恐れが矯風会と廓清会にあり、結集したのである。

警察部長会議後、警視庁は遊廓徹底取り締まりを決定し、楼主へ自発的に遊廓改善案を提出するように命じた。しかし、彼らの改善案は無自覚な案として警視庁を納得させることができなかった。このことから、楼主たちは遊廓取り締りが決定しても、営業形態を変えようという意識は薄かったと言える。

遊廓徹底取り締まりを決定した警視庁であったが、それからの娼妓の待遇は

改善されたとは言い難い状況だった。さらに、娼妓を救済するはずの立場である警察がそれとは反対に楼主と一緒に娼妓たちの自由廃業を邪魔していたことが『読売新聞』『朝日新聞』から読み取れる。このことから、建前では警察は娼妓取締規則によって娼妓を保護するとしていながら、実際には彼女たちの廃業の邪魔をすることが本音であったことが言える。

公娼制度廃止の議論は、議会で提出されても決定的な結論は出されずにその議題は「おざなり議案」として扱われ難航を極めていた。廃娼連盟は、議会で公娼制度廃止の案が提出されるために懸命な運動を行っており、その主張は常に公娼廃止だった。さらに、廃娼運動に参加したいと願う娼妓まで現れた。

冷遇続きの公娼制度であったが、1935年4月には時代の波に押されて公娼制度廃止することが決定した。ところが、風紀対策に時間を要するという理由で結局その年には廃止が実現されなかった。日本政府はアジア・太平洋戦争敗戦の翌年の1946年、GHQの命令を受けてようやく全国一斉に公娼制度を廃止する。しかしその後、遊廓から銘酒屋、娼妓は接待婦と名称を変えさせて一定の地域に限り営業を継続することを許可した。こうして売春行為はそのまま国家から黙認されることになった。

この状況を伝える『朝日新聞』『読売新聞』ともに、娼妓の逃走や彼女たちの悲痛な思いを頻繁に報道していたことは共通していた。また、過酷な遊廓の実態を明らかにした記事を掲載することで、読者たちの同情を得るとともに関心を高める役割を果たしたと言える。このことにより、世間からの娼妓認識が醜業婦から「弱い女性」へとその見方が変化していったと推測される。そして、以上の報道によってもたらされた読者たちの公娼制度に対する関心の高まりは、帝国議会で公娼制度廃止の議案が取り上げられる気運を後押しするものだったと考えられる。

公娼制度存廃論争の歴史上、日本政府は制度廃止の圧力を国内、国外と多方面から受け続けていた。政府は公娼制度に対して改善の余地があることは認め

ていた。しかし、その制度が廃止までに延長に延長を重ねていた経緯から、制度廃止に前向きではなかったと言える。全国で公娼制度を廃止したのはGHQの命令であり政府の主体性は無く、受け身の姿勢であった。そして、公娼制度廃止後も売春行為の黙認を貫いたことから、政府は売春営業の形態は残していきたい意図だったと考えられる。